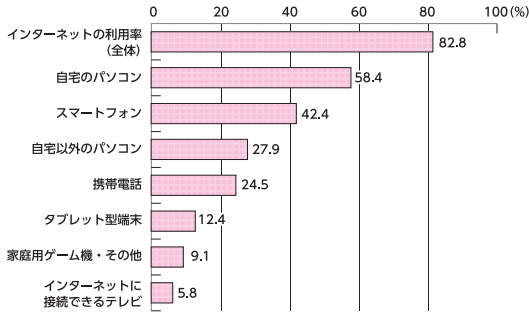


インターネットと人権

インターネットの利用動向

平成25年末のインターネット利用者数は、前年より392万人増え、1億44万人となっています。また、情報端末別のインターネット利用状況を見ると、パソコン以外で、スマートフォンの利用が42・8%に上り、急速に利用が進んでいます。

インターネット利用端末の種類(平成25年末)



(総務省「平成25年通信利用動向調査」より)

インターネットは「いつでも、どこでも、誰でも」簡単につながり、日常生活の隅々まで浸透しています。

インターネットの利便性は、私たちの生活全般に活かされており、若年層を中心に、SNS(※)などのソーシャルメディアが、コミュニケーションの輪を広げる便利なツールとして、爆発的に普及しています。

※SNSとは？

ソーシャルネットワークワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

インターネットと人権侵害

その一方で有害サイトと呼ばれる、暴力、犯罪、出会い系、自殺、ドラッグ、差別、偏見などの反社会的なサイトも少なくありません。

法務省の人権擁護機関では、人権侵害事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた人からの申告等をもとに、人権侵害による被害の救済を行っています。

平成25年中に救済手続きを開始した人権侵害事件は、前年の671件を上回る957件に上り、このうち、プライバシー侵害事案が600件、名誉毀損事案が

342件となっており、両事案が大半を占めています。

インターネットは、誰でも簡単に情報発信することができ、その情報伝達力によって、多くの人の意見を知ることができ、知識を共有することが可能です。ただし、発信した情報が事実と異なっていたとしても、たちまち広がってしまいます。複製も簡単で、その情報を完全に削除することは容易ではありません。また、名前や顔を知られることなく情報発信することができ、匿名性を悪用した人権侵害があつとを絶ちません。

相手の人権を尊重しよう

インターネットを快適に利用するためには、私たち一人ひとりの心がけが大切です。「インターネットは一つの社会である。」ということを認識して、その社会の一員として、自覚と責任を持つことが必要です。

インターネットを利用するときには、直接、人と接するときと同じようにルールとマナーを守り、相手の人権を尊重することが大事です。相手の顔は見えなくても、インターネットの先には心をもつ生身の人間がいるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

「たけはら男女共同参画社会づくり講座」に参加しよう！

平成16年に、市民と行政が手を携えながら「女性も男性もイキイキと暮らせる社会づくり」を目指すため「たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会」を立ち上げました。

実行委員会では、男女が新しい生き方を追求し、あらゆる生活領域において自立していくための連続講座を毎年開催しており、今年で11回目を迎えます。

今年度は、1月～3月にかけて「子ども・女性・介護」など様々なテーマで学習を深めます。ぜひ、ご参加ください。

※日程等の詳細については、行事予定表(17ページ、19ページ)を参照してください。

問い合わせ・申し込み

たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会(人権推進室内) ☎ 22-7736

